

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年9月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第55号

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を改正する規則

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を次のように改正する。

第8条第3項第2号を次のように改める。

(2) 健康保険法第63条第2項第1号に規定する食事療養(以下「食事療養」という。)

又は同項第2号に規定する生活療養(以下「生活療養」という。)に係る使用料 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年3月6日厚生労働省告示第99号)により算定した額(その額が現に当該食事療養又は生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養又は生活療養に要した費用の額)

別表第3京都市立病院の項中「選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成14年3月11日厚生労働省告示第88号)第8号」を「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年9月12日厚生労働省告示第498号)第10号」に改め、同表備考4中「厚生労働大臣の定める選定療養(平成18年3月6日厚生労働省告示第105号)第12号」を「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成18年9月12日厚生労働省告示第495号)第2条第7号」に改める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(京都市立病院管理課)